

7 東彼杵町告示第122号

東彼杵町中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年5月27日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する要綱

東彼杵町中小企業振興資金融資要綱（昭和59年告示※種別なし）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（融資の条件） 第5条 融資の条件は、つぎに掲げる通りとする。 （1）・（2） （略） （3） 融資利率 年<u>1. 9 %</u> （4）～（6） （略） 2 （略）	（融資の条件） 第5条 融資の条件は、つぎに掲げる通りとする。 （1）・（2） （略） （3） 融資利率 年<u>1. 5 パーセント</u> （4）～（6） （略） 2 （略）

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。